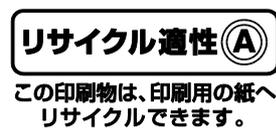


令和3年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 岩 永 やす代



質 問 事 項

- 一 性暴力被害者支援について
- 二 性教育の取り組みについて
- 三 とともに育ち学ぶインクルーシブ教育について
- 四 個人情報保護制度について

一 性暴力被害者支援について

内閣府が公表した「女性に対する暴力の現状と課題」によると、2020年度の配偶者暴力相談支援センターなどへのDV相談件数は、19万30件と19年度の11万7,420件から61.8%も増加しました。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移によると、2020年度の相談件数は5万1,141件と19年度の4万1,510件から23.2%も増加しています。

長引くコロナ禍でステイホームの生活が続き、在宅勤務やテレワークの推進など生活環境が変化したことや、コロナ禍による経済面への影響がDVや性暴力等の増加の要因になっています。また、複数の支援団体が「中高生から妊娠したかもしれないという相談が増えている」と公表しており、特に子どもへの性暴力の増加も懸念されています。身近な人からの被害を受けることも多く、言い出せるまでに長い時間がかかるなど見えにくいことに加えて、心身共に受けるダメージも大きく長期化するなど、性暴力は非常に深刻な問題です。

- 1 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターに寄せられた、この3年間の性暴力被害の相談件数の推移と相談内容について伺います。
- 2 性犯罪や性暴力への対応は、迅速な対応と医療との連携が欠かせません。できるだけ身近な場所に相談場所が必要ですが、区部に設置されているワンストップ支援センターは多摩地域からは距離があるため、市部からも近い多摩地域の都立病院などを拠点としたワンストップ支援センターの増置を要望します。見解を伺います。
- 3 性犯罪・性暴力への対応は、多くの関係機関との連携が重要です。また、二次被害につながらない専門的な対応が求められます。自治体や関係機関との連携はどのように行われているか、現状と今後の取り組みを

伺います。

二 性教育の取り組みについて

東京都教育委員会は2019年に「性教育の手引き」を改訂し、これまでより進んだ内容になりましたが、国際的には、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした包括的性教育が、国連のいくつもの機関によって提唱されています。多様な性のあり方を認め合い、自分も相手も大事にできるパートナーシップを身につけるため、幼児期から成長に応じた包括的性教育が必要です。

学校現場においてもDVや虐待、望まない妊娠を避けるための予防的観点に立った性教育を、産婦人科医や助産師などと連携してすすめる必要があります。2018年8月に都が行った性教育（中学校）の実施状況調査では、「性に関する授業は、医師等の外部講師を活用することが効果的である」と回答した校長が89%、「性教育を行う際に、都教育委員会から医師等の外部講師を派遣して欲しい」と回答した校長は79%でした。

- 1 東京都教育委員会は2019年に「性教育の手引き」を改訂しました。都内中学校における東京都の産婦人科医などを登用した性教育のモデル授業の実施数、実施内容について伺います。
- 2 都内中学校で都の事業とは別に独自に行っている外部講師を活用した性教育について、実施校数、実施割合、実施内容など現状を伺います。また、デートDV防止教育の実施状況についても伺います。
- 3 内閣府主導で今年度から開始された「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」の事業内容や都内中学校の応募状況を伺います。
- 4 都の性教育プログラムの実施を、産婦人科医だけでなく助産師などにも広げるべきと考えますが、見解を伺います。

三 ともに育ち学ぶインクルーシブ教育について

「東京都こども基本条例」第8条では、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう一人ひとりの個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備や、子どもに寄り添ったきめ細かな支援が言われており、都は重要な役割を担っています。

知事は第3回定例会の所信表明で、障がいのある子どももいない子どもも、ともに学び支え合い互いを尊重する心を育むという理念のもと、誰一人取り残さないインクルーシブな教育を展開していくと明言されています。

ともに育ち学ぶインクルーシブ教育をすすめるために、障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、地域の学校や通常学級に通うことを希望する場合に、都はバリアフリーなどの環境整備や相談支援、サポートする人員体制についてなど、障がいのあるなしにかかわらずともに学べる条件整備をどのように進めていくのか、現状と今後について伺います。

四 個人情報保護制度について

行政のデジタル化に伴って、オンラインで行き来する情報が大きく増加します。国はデジタル改革関連法を制定し、今年9月にデジタル庁が発足しました。東京都でもデジタルファースト条例をつくり、今年4月からデジタルサービス局を設置、デジタルファースト推進計画を策定しました。この中で「行政手続の原則デジタル化」には、「個人情報の保護等に留意しつつ、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンライン等で実施できるようにすることを原則とする」とあります。

国は、個人情報保護法を抜本改正し、各自治体が個人情報保護条例でこ

れまで独自につくってきた規制を一元化しようとしています。規制が緩和され、知らないうちに自分の情報が勝手に収集されるのではないかという心配が広がっています。

- 1 今後、個人情報保護条例を改正することになると考えますが、改正までのスケジュールについて伺います。
- 2 条例改正に向けて、情報公開・個人情報保護審議会の役割について伺います。
- 3 先日、情報公開・個人情報保護審議会の専門部会が非公開で開かれ、会議の議題も明らかにされなかった、という報道がありました。審議会は制度や制度運営について検討する場であり、個別案件を審査する審査会とは違います。審議会専門部会の議題さえ開示しないことは、理解できるものではありません。非開示とした理由を伺います。

令和 3 年 第 四 回 都 議 会 定 例 会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 性暴力被害者支援について

- 1 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターに寄せられた、この3年間の性暴力被害の相談件数の推移と相談内容について伺う。

回 答

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターが受けた相談件数は、平成30年度に3,820件、令和元年度に4,123件、令和2年度に5,581件となっています。

相談内容は、毎年度、強姦性交等に関する内容が最も多い傾向にありますが、令和2年度は、過去に受けた性被害に関する訴えが増加しました。

質 問 事 項

- 一の2 できるだけ身近な場所に相談場所が必要だが、区部に設置されているワンストップ支援センターは多摩地域からは距離があるため、市部からも近い多摩地域の都立病院などを拠点としたワンストップ支援センターの増置を要望するが、見解を伺う。

回 答

性犯罪等被害者ワンストップ支援センターでは、都内全域の被害者から24時間365日体制で電話相談を受けており、被害等の状況に応じて、都が協力を依頼している医療機関と連携し、支援を行っています。

被害者がより身近な地域で支援を受けられるよう、令和3年2月に策定

した第4期東京都犯罪被害者等支援計画では、連携先を130か所に拡大する目標を掲げるなど、ワンストップ支援センターの機能向上を図ることとしています。

質 問 事 項

一の3 性犯罪・性暴力への対応は、多くの関係機関との連携が重要である。また、二次被害につながらない専門的な対応が求められる。自治体や関係機関との連携はどのように行われているか、現状と今後の取組を伺う。

回 答

都は、これまで、民間団体と協働で性犯罪等被害者ワンストップ支援センターを設置するとともに、医療機関をはじめ、警視庁、弁護士会、区市町村、民間支援団体など関係機関との連携により、性犯罪等の被害者に対する支援を行ってきました。

令和3年度は、新たに、関係機関のつなぎ役となる被害者等支援専門員を総務局人権部に配置するとともに、関係機関で構成する総合支援会議を設置し、支援を行ったケースの検証や課題を把握するなど、より効果的な支援を提供するよう検討しています。

二次的被害の防止に向けては、関係機関の職員を対象に、被害後の心情や対応方法等について研修を実施しています。

今後もこうした取組により、被害者に寄り添った支援を提供していきます。

質 問 事 項

二 性教育の取組について

- 1 都教育委員会は2019年に「性教育の手引き」を改訂した。都内中学校における東京都の産婦人科医などを登用した性教育のモデル授業の実施数、実施内容について伺う。

回 答

都教育委員会は、平成30年度は5校、令和元年度は10校の中学校において、産婦人科医を外部講師として招へいし、学習指導要領に示されていない内容を含む授業を、性教育のモデル授業として実施しました。こうした、モデル授業の実施状況については、区市町村教育委員会へ周知しています。

令和2年度は、都内公立中学校等に募集し、産婦人科医を招へいした性教育の授業を19校で実施しました。令和3年度は、29校で実施予定です。

質 問 事 項

- 二の2 都内中学校で都の事業とは別に独自に行っている外部講師を活用した性教育について、実施校数、実施割合、実施内容など現状を伺う。
また、デートDV防止教育の実施状況についても伺う。

回 答

平成30年8月に都内全公立中学校等を対象に行った実施状況調査の結果によると、性教育について、外部講師を活用して生命尊重や人権尊重などの授業を実施したのは、624校中144校、全体の23パーセントでした。

デートDV防止に関する教育については、内閣府と文部科学省が共同で作成した教材や指導の手引等を都内全ての公立学校に配布し活用を促しています。

質 問 事 項

二の三 内閣府主導で今年度から開始された「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」の事業内容や都内中学校の応募状況を伺う。

回 答

文部科学省による「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」は、性犯罪・性暴力を根絶していくために、実践校において、内閣府と文部科学省が共同で作成した教材を活用し、発達段階に応じた指導モデルを作成する事業です。

都教育委員会は文部科学省からの依頼を受け、本事業の公募について、令和3年3月及び5月に募集を行いました。応募はありませんでした。

質 問 事 項

二の四 都の性教育プログラムの実施を、産婦人科医だけでなく助産師などにも広げるべきだが、見解を伺う。

回 答

都教育委員会は、産婦人科医に加えて助産師や保健師等を含め、学校の実態に応じた外部講師の活用について「性教育の手引」に掲載するなど、

区市町村教育委員会等に周知し、性教育の適切な実施を支援しています。

質 問 事 項

三 ともに育ち学ぶインクルーシブ教育について

ともに育ち学ぶインクルーシブ教育をすすめるために、障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、地域の学校や通常学級に通うことを希望する場合に、都はバリアフリーなどの環境整備や相談支援、サポートする人員体制についてなど、障がいのあるなしにかかわらずともに学べる条件整備をどのように進めていくのか、現状と今後について伺う。

回 答

都教育委員会では、区市町村教育委員会と連携して、地域の小・中学校における特別支援教育の充実を図っています。

具体的には、都立特別支援学校の教員の高い専門性を生かした小・中学校における指導内容等への助言や、通常の学級で発達障害のある子供をサポートする人材配置等への費用補助、施設のバリアフリー化など国の助成制度の周知による活用促進などに取り組んでいます。

今後は、特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に基づき、引き続き区市町村教育委員会との適切な役割分担の下で、小・中学校を含めた多様な学びの場の充実等に取り組んでいくこととしています。

質 問 事 項

四 個人情報保護制度について

- 1 今後、個人情報保護条例を改正することになると考えるが、改正までのスケジュールについて伺う。

回 答

令和3年5月に個人情報保護法の改正が行われ、地方自治体に関係する規定については、2年以内に施行されることとなっています。

今後、国から施行に必要な政令、規則やガイドラインが示される予定です。これを踏まえ、政令で規定される期日までに、条例改正等の手続を進めます。

質 問 事 項

- 四の2 条例改正に向けて、情報公開・個人情報保護審議会の役割について伺う。

回 答

東京都情報公開・個人情報保護審議会は、その役割として、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べることができるとされています。

個人情報保護法改正に伴う条例改正等については、審議会の意見を聴取することとしています。

質 問 事 項

四の3 先日、情報公開・個人情報保護審議会の専門部会が非公開で開かれ、会議の議題も明らかにされなかった、という報道があった。審議会専門部会の議題さえ開示しないことは、理解できない。非開示とした理由を伺う。

回 答

現在、東京都情報公開・個人情報保護審議会においては、改正個人情報保護法への対応や、開示請求における権利の濫用について検討を行うため、それぞれの専門部会が設置されています。

専門部会については、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、審議途中の未成熟な情報などが公になることにより、専門部会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねないことから、部会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、非開示としました。

